

児童手当等に係る個人情報の流れ

(資料47-2)

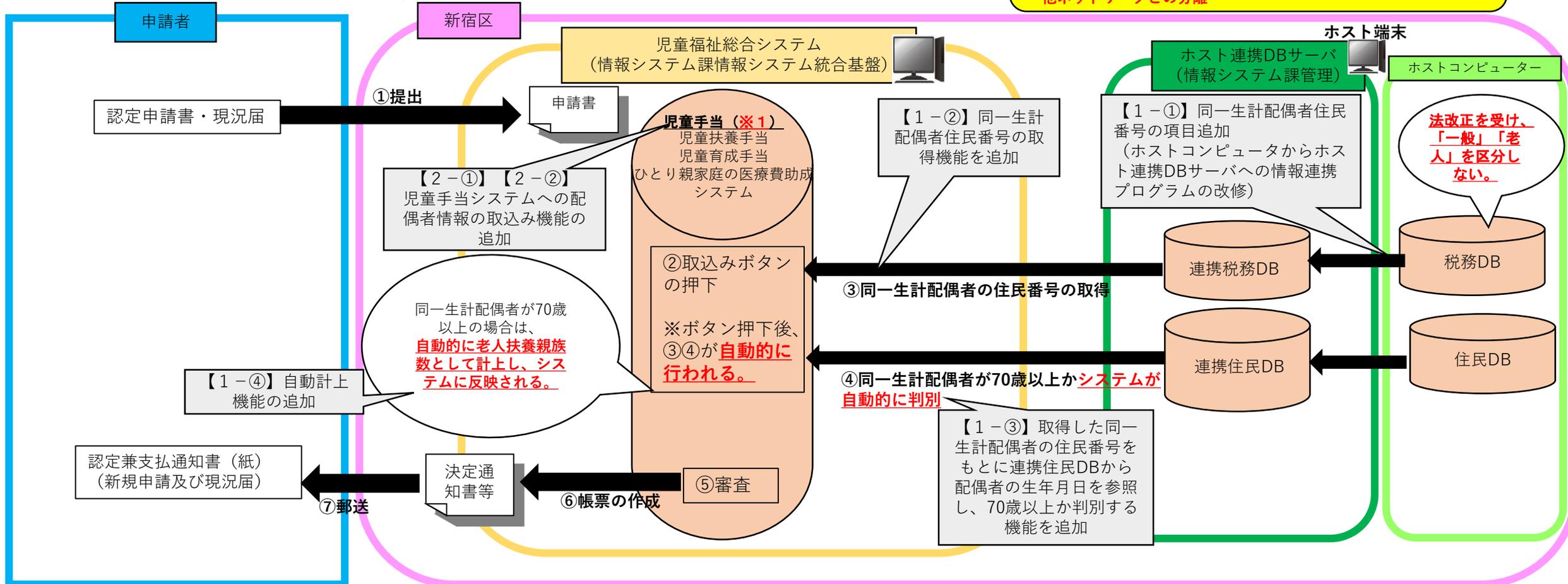
(1,000万円を超える所得の受給者等の同一生計配偶者に70歳以上の人がいる場合等)

※グレー吹き出しの【 】内の番号は、資料47に記載された改修内容の番号と連動している。

【改修後】

- 【児童福祉総合システム及びホスト端末における情報保護対策】
- ・ID・パスワード認証
 - ・ウイルス対策
 - ・ログ監視
 - ・他ネットワークとの分離

審査時における目視による確認や手作業による入力をなくし、事務の効率化・正確性の向上を図るため、同一生計配偶者の年齢確認・老人扶養親族数のシステムへの反映を自動化させ、審査を行う。



※1…児童手当システムについては、上記の改修に加えて、配偶者情報(【連携税務DBから】所得額、相当年度、扶養人数、扶養控除、本人控除、所得控除額 【連携住民DBから】氏名、生年月日、世帯番号、住民番号)を取込む機能の追加改修を行う。